



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月18日金曜日 第2734号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）...1184  
 クリーニング業法による研修の指定.....（業務衛生課）...1184  
 クリーニング業法による講習の指定.....（ " ）...1185  
 地籍調査事業計画の公表（2件）.....（農政課）...1185  
 土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）...1185  
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（2件）.....（森林整備課）...1185  
 愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....（土木管理課技術企画室）...1187  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）...1187  
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）...1187  
 貸金業者の業務の停止命令.....（中予地方局商工観光室）...1187  
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1187  
 道路の区域変更（一般国道197号）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1188  
 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....（ " ）...1188  
 道路の供用開始（県道佐田岬三崎線）.....（ " ）...1188

### 公 告

土地（建付地）の売払い.....（総務管理課）...1188

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1190

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人ミネルワ会	松山市空港通七丁目13番3号	訪問看護ステーションミネルワ	松山市高岡町302番地2	精神通院医療	平成27年12月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問看護ステーションはびねす	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	精神通院医療	平成27年12月1日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	訪問看護ステーションにしおか	四国中央市三島金子二丁目7番22号	精神通院医療	平成27年12月1日
株式会社クロス・サービス	松山市来住町1458番地4	訪問看護ステーションととて	松山市来住町1057-1	精神通院医療	平成27年12月1日

#### ○愛媛県告示第1453号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修
- 2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 大 森 利 夫

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成28年2月14日(日)	松山市花園町3-6 学校法人河原学園愛媛医療専門学校
	平成28年2月21日(日)	今治市旭町2丁目3-5 一般財団法人今治地域地場産業振興センター

4 受講料  
5,000円

○愛媛県告示第1454号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者  
東京都港区新橋六丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 大 森 利 夫
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成28年2月14日(日)	松山市花園町3-6 学校法人河原学園愛媛医療専門学校
	平成28年2月21日(日)	今治市旭町2丁目3-5 一般財団法人今治地域地場産業振興センター

4 受講料  
4,500円

○愛媛県告示第1455号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年12月9日次のとおり定めた。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
大 洲 市	長浜の一部	平成28年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第1456号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年12月9日次のとおり定めた。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
大 洲 市	新谷の一部	平成28年3月31日まで	数値情報化
	長浜の一部	"	"

新谷の一部	"	地籍調査
菅田の一部	"	"

○愛媛県告示第1457号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	伊予山海地区(伊予市)	平成17年3月6日
広域営農団地農道整備事業	大崎下島(今治市)	平成17年8月31日

○愛媛県告示第1458号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市山之内字竹谷乙347、乙352から乙359まで、乙360の1、乙360の2、乙360の5から乙360の7まで、乙360の10、乙361、乙364の1から乙364の3まで、乙365の1、乙365の2、乙366、乙367の1、乙367の2、乙368の1、乙369の1から乙369の10まで、乙369の12から乙369の14まで、乙370の1、乙370の2、乙371、乙373の1、乙373の2、乙374、乙375、乙377の1、乙377の2、乙378から乙382まで、乙385から乙388まで、乙389の1、乙389の2、乙390の1、乙390の2、乙391から乙402まで、乙403の1から乙403の3まで、乙403の5、乙404の1、乙404の2、字景谷乙405の1、乙405の3、乙406の1、乙408から乙415まで、乙416の1、乙417から乙425まで、乙427の1、乙427の4、乙428の1、乙428の2、乙430、字烏滝乙432、乙434、乙435、乙436の1から乙436の4まで、乙437の2から乙437の4まで、乙438の1、乙439の1、乙439の3、乙440の1、乙440の2、乙441の1、乙441の3、乙441の4、字美ノ谷乙442、乙443の1、乙444の1、乙446、乙447、乙450から乙455まで、乙456の1、乙457、乙458の2、乙460の1、乙460の2、乙461から乙463まで、乙464の1、乙465、乙466の1から乙466の4まで、乙467、乙468の1、乙468の2、乙468の4、乙469の1、乙470、乙471の1、乙471の3から乙471の8まで、乙472、乙473、乙474の1、乙474の3から乙474の8まで、乙475の1から乙475の3まで、乙476の1から乙476の4まで、乙477、乙478の1、乙479から乙485まで、乙486の1、乙486の2、乙487から乙491まで、乙492の1、乙492の2、乙493、乙494、乙495の1、乙495の2、乙496、乙497の1、乙497の3、乙497の4、乙498、乙499の1、乙499の2、乙501の1から乙501の4まで、字大野乙502の1から乙502の3まで、乙503、乙505、乙507の1から乙507の4まで、乙508の1、乙509から乙514まで、乙516、乙517の3、乙519の1、乙520、乙521の1、乙521の3、乙522の1、乙522の2、乙524の1、乙524の2、乙526の1、乙526の2、乙527、乙528の1、乙528の2、乙529の2、乙530、乙531の1、乙531の2、乙532の1から乙532の18まで、乙533、乙534の1から乙534の4まで、乙535、乙536の1、乙536の2、乙537の1、乙538から乙543まで、乙544の1、乙544の4から乙544の7まで、乙545の1、乙546、乙547、乙548の1から乙548の3まで、乙549、乙550の1、乙550の3、乙551の1から乙551の3まで、乙552の1から乙552の3まで、乙553、乙554の1から乙554の3まで、乙555の1、乙555の2、乙556の1、乙556の2、乙557の1、乙557の2、乙560の1、乙560の2、乙560の5、乙560の9

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第1459号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

大正2年10月2日愛媛縣告示保編第1號

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市山之内字本谷乙207の1から乙207の3まで、乙208の1、乙208の7、乙208の10から乙208の13まで、乙208の15、乙208の16、乙209の1、乙209の7、乙209の13、乙209の15から乙209の17まで、乙210の1から乙210の3まで、乙211の2、乙211の3、乙215の2、乙215の3、乙216の1から乙216の4まで、乙217の1から乙217の4まで、乙218、乙219の2、乙219の3、乙220の1から乙220の3まで、乙221の1、乙222の1、乙222の2、乙222の5、乙222の6、乙222の10から乙222の22まで、乙222の27、乙222の35から乙222の43まで、乙222の45、乙223、乙224、乙227から乙233まで、乙234の1、乙234の2、乙235の1、乙235の3、乙236から乙239まで、乙241の2、乙242、乙243の1、乙244、乙245、乙247から乙249まで、乙253、乙254の1、乙254の2、乙255の1から乙255の5まで、乙255の7、乙255の9から乙255の11まで、乙257、乙259、乙260、乙262から乙266まで、乙269から乙273まで、乙276の1、乙276の2、乙277の1から乙277の3まで、乙277の5、乙277の6、乙278の1、乙278の3から乙278の5まで、乙278の7、乙281、字本谷北平乙282から乙284まで、乙287、乙291、乙292の1から乙292の3まで、乙293から乙295まで、乙298、乙302、乙303、乙307、乙308、乙310から乙312まで、乙314の2、乙314の3、乙315の2から乙315の4まで、乙317の1から乙317の5まで、乙318の1、乙318の2、乙319の1、乙323の1から乙323の5まで、乙325の1から乙325の4まで、乙326の1から乙326の3まで、字コズクエ谷乙327の1から乙327の5まで、乙328から乙331まで、乙332の1、乙332の2、乙333の1、乙333の2、乙334から乙336まで、字竹谷乙337、乙340、乙342、乙343

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1460号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

(「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課及び土木部土木管理局土

木管理課並びに各地方局産業経済部産業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務所用地管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成27年12月20日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市 船木地区

○愛媛県告示第1462号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-26)第14319号	平成26年9月2日	近藤設備工業(株)	櫛部 光孝	西条市旦之上甲269-2	平成27年11月4日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第11473号	平成24年4月11日	(株)ヤマダ	川田 真示	西条市朔日市786	平成27年11月10日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-23)第1393号	平成23年6月1日	東建設(株)	大本 諭	西条市三芳668-5	平成27年11月19日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(特-26)第9419号	平成26年11月27日	(株)日電	日浅 博之	今治市町谷甲681-12	平成27年11月19日	電気通信工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第8990号	平成23年1月5日	(有)近藤硝子店	近藤達之介	四国中央市土居町入野924-2	平成27年11月20日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1463号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項第2号の規定に基づき、次のとおり貸金業者に対し、業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）の停止を命じた。

平成27年12月18日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

商号又は名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日	業務停止の期間
櫻田商会	櫻田 初枝	松山市三津三丁目3番11号	愛媛県知事(1)第02200号	平成26年6月17日	平成27年12月18日から平成28年9月12日まで(270日間)

○愛媛県告示第1464号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-24)第2203号	平成24年7月23日	南予建設(株)	岡田 正寿	南宇和郡愛南町蓮乗寺193	平成27年11月11日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第3637号	平成22年12月21日	上田電機工業所	上田 高士	八幡浜市1226-8	平成27年11月17日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第1465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	197号	八幡浜市郷1番耕地913番地2地先から 同市郷2番耕地60番地4まで	旧	メートル 10.8~64.0	キロメートル 0.802	
		八幡浜市郷1番耕地928番地先から 同市郷2番耕地60番地4まで	新	10.8~170.1	0.791	

## ○愛媛県告示第1466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦1283番2から 同町亀浦755番4まで	平成27年12月18日

## ○愛媛県告示第1467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4596番2	平成27年12月18日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地(建付地)の売払い
- (2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物			予定価格
	地目	地積	種類	構造	床面積	
松山市祝谷四丁目873番2	宅地	947.01㎡	寄宿舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1,334.08㎡	84,768,000円
			ポンプ室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	4.62㎡	

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成27年12月18日（金）から平成28年2月5日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成28年2月5日（金）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成28年1月15日（金）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成28年2月19日（金）午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁本館2階 総務部入札室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関

又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成27年12月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,167,150
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,343
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,894

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,228	14,410
南宇和郡	19,922	6,641
松山市・上浮穴郡	429,247	138,208
今治市・越智郡	141,907	47,303
宇和島市・北宇和郡	80,704	26,902
八幡浜市・西宇和郡	39,733	13,245
新居浜市	99,946	33,316
西条市	91,646	30,549

大洲市・喜多郡	52,676	17,559
伊予市	31,512	10,504
四国中央市	74,449	24,817
西予市	34,438	11,480
東温市	27,742	9,248